

新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>(船舶等の資格の認定)</p> <p>15 1 法第15条((入港手続))及び法第15条の3((特殊船舶等の入港手続))の規定の適用に当たっての船舶又は航空機(以下、本章において「船舶等」という。)の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p> <p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第25条((船舶又は航空機の資格の変更))の規定に基づく令第23条第2項((資格証書))の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(「荷受人」の意義)</p> <p>15の2 1 法第15条の2第1項にいう「荷受人」とは、積荷に係る名義上の荷受人である混載業者等(いわゆるN V O C C(Non Vessel Operating Common Carrier、利用運送事業者)やフォワーダー等。以下同じ。)のほか、当該荷受人の報告により判明した更なる荷受人(Co-Load(共同混載)における混載業者等)を含むものとする。</p> <p>(報告に係る手続)</p> <p>15の2 2 法第15条の2の規定による報告に係る手続は、次による。</p> <p>(1) 税関は、原則として、積荷に係る以下の事項を記載した文書により報告を求めるものとする。ただし、特に緊急を要する場合については、口頭(電話による場合を含む。以下同じ。)によることとして差し支えない。</p> <p>イ 外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録記号</p> <p>ロ 船荷証券の番号若しくは当該貨物がコンテナーに詰められている場合にあっては当該コンテナーの番号又は航空貨物輸送証の番号</p>	<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>(船舶等の資格の認定)</p> <p>15 1 法第15条((入港手続))及び法第15条の2((特殊船舶等の入港手続))の規定の適用に当たっての船舶又は航空機(以下、本章において「船舶等」という。)の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p> <p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第25条((船舶又は航空機の資格の変更))の規定に基づく令第23条第2項((資格証書))の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。</p> <p>~ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 報告を求められた荷受人は、以下の書面（税關の指定するファクシミリ装置等に送信することを含む。）により報告するものとする。</p> <p>ただし、税關が書面の中の一部分のみで取締上の目的が達成されると判断して、報告を求めた場合には、当該部分のみを提出し、税關が特に緊急を要すると判断して、口頭による報告を求めた場合には、口頭で報告するものとする。</p> <p>イ 船荷証券又は航空貨物輸送証の写し</p> <p>ロ 適宜の様式に外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録記号及び令第13条の2第1項各号に掲げる事項が記載された書面</p> <p>（特殊船舶等の入港手続）</p> <p>15の3 1 法第15条の3（（特殊船舶等の入港手続））の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15 3（外国貿易船等の入港手続）の手続に準ずる。</p> <p>第4章 保税地域</p> <p>第2節 指定保税地域</p> <p>（貨物管理者に対する処分の基準等）</p> <p>41の2-2 指定保税地域における貨物管理者について、法第41条の2第1項の規定に基づき処分を行おうとする場合には、後記48-1の規定（同項の(2)及び(6)を除く。）に準じて処分の内容を決定するものとする。</p> <p>なお、この場合において後記48-1の(1)、(3)から(5)中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、別表2中「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域における貨物管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>また、処分内容の通知を行う場合は、貨物管理者のほか、当該指定保税地域の土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者にも通知するものとし、処分を決定する場合又はこの項により処分内容を決定することが適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじ</p>	<p>（特殊船舶等の入港手続）</p> <p>15の2 1 法第15条の2（（特殊船舶等の入港手続））の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15 3（外国貿易船等の入港手続）の手続に準ずる。</p> <p>第4章 保税地域</p> <p>第2節 指定保税地域</p> <p>（貨物管理者に対する処分の基準等）</p> <p>41の2-2 指定保税地域における貨物管理者について、法第41条の2第1項（（外国貨物の搬入停止等））の規定に基づき処分を行おうとする場合には、後記48-1（（保税蔵置場に対する処分の基準等））の規定（同項の(2)及び(5)を除く。）に準じて処分の内容を決定するものとする。</p> <p>なお、この場合において後記48-1の(1)、(3)及び(4)中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、別表2中「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域における貨物管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>また、処分内容の通知を行う場合は、貨物管理者のほか、当該指定保税地域の土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者にも通知するものとし、処分を決定する場合又はこの項により処分内容を決定することが</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>め本省に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>(保税蔵置場の許可の方針)</p> <p>42-1 保税蔵置場の許可は、後記43-1(保税蔵置場の許可の基準)に規定する各号の要件を充足する場合(後記43-3(2)のロ又はハに掲げる場合を除く。)に限り行うものとし、外国貨物の輸入のための小売販売を目的とするものは、許可を行わないものとする。</p> <p>(欠格条項に該当する保税蔵置場)</p> <p>43-3 欠格条項(法第43条各号)に該当する保税蔵置場の許可又は許可の期間の更新の取扱いは次によるものとする。</p> <p>(1) 次のような被許可者に係る保税蔵置場の許可の期間の更新は、原則としてしないものとする。</p> <p>イ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第48条第1項に規定する処分を受ける前に当該保税蔵置場の許可の期間が満了となった場合における許可の期間の更新</p> <p>ロ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第48条第1項の規定により外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入停止の処分(以下この項において「搬入停止処分」という。)を受けている期間中に当該保税蔵置場の許可の期間が満了となった場合における許可の期間の更新</p> <p>(2) 次のような被許可者に係る保税蔵置場については、欠格条項(法第43条第2号)に該当する場合であっても、保税蔵置場の許可又は許可の期間の更新をすることができるものとする。</p> <p>イ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、搬入停止処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第43条第2号に規定する3年が経過する前に当該処分の期間が終了したとき</p>	<p>適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>(保税蔵置場の許可の方針)</p> <p>42-1 保税蔵置場の許可は、後記43-1(保税蔵置場の許可の基準)に規定する各号の要件を充足するものに限り行うものとし、外国貨物の輸入のための小売販売を目的とするものは、許可を行わないものとする。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けたことにより搬入停止処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、当該処分の期間が終了する前に許可の期間が満了となり、法第43条第2号に規定する3年が経過する前に当該搬入停止処分を引き続き受けた場合に停止される期間に相当する日数が経過したとき</p> <p>八 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、搬入停止処分を受ける前に許可の期間が満了し、法第43条第2号に規定する3年が経過する前に、当該搬入停止処分を受けていた場合に停止される期間の終了日に相当する日が経過したとき</p> <p>(保税蔵置場に対する処分の基準等)</p> <p>48 - 1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。</p> <p>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分 イ～ハ (省略)</p> <p>二 処分は、非違の事実に応じて、別表1及び別表2により算出した合計点数に基づき行うものとし、以下の事項を加味するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(ロ) 被許可者である法人が、直ちに社内管理体制の改善に取りかかった場合等非違の再発防止のための方策を講じた場合には、算出した合計点数から10点を限度として減算することができるものとする。 <u>ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが不適当と認められる場合を除く。</u></p> <p>(ハ) 被許可者から非違があった旨の申し出があった場合には、算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算できるものとする。 <u>ただし、保税担当部門による保税業務検査を行う旨の通知を行つた後に申し出があった場合、当該非違が故意に行われたと認められ</u></p>	<p>(保税蔵置場に対する処分の基準等)</p> <p>48 - 1 保税蔵置場について、法第48条第1項((許可の取消し等))の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。</p> <p>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分 イ～ハ (同左)</p> <p>二 処分は、非違の事実に応じて、別表1及び別表2により算出した合計点数に基づき行うものとし、以下の事項を加味するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(ロ) 被許可者である法人が、直ちに社内管理体制の改善に取りかかった場合等非違の再発防止のための方策を講じた場合には、算出した合計点数から10点を限度として減算することができるものとする。</p> <p>(ハ) 被許可者から非違があった旨の申し出があった場合には、算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算できるものとする。 <u>ただし、保税担当部門による保税業務検査を行う旨の通知を行つた後に申し出があった場合、当該非違が故意に行われたと認められ</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る場合、保税担当部門が直近の保税業務検査において指導・指摘した事項について、業務の改善が図られず、当該非違が発生したと認められる場合、過去にも同様の非違が行われている場合その他減算することが不適当と認められる場合を除く。</p> <p>ホ 上記二により算出した合計点数が10点以下の場合には、原則として処分は行わないものとし、当該合計点数が10点を超える場合には、当該超える点数1点につき1日の外国貨物及び輸出しようとする貨物の搬入停止の処分（以下、この項において「搬入停止処分」という。）を行うものとする。</p> <p>また、当該合計点数が60点以上の場合であって、当該保税蔵置場における貨物の管理体制の改善が見込まれない等税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合には、当該許可を取り消すことができるものとする。ただし、当該合計点数が100点以上の場合は、原則、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>ヘ（省略）</p> <p>(2) 法第48条第1項第2号に基づく処分</p> <p>イ 被許可者又は被許可者である法人の役員等が法の規定に違反した場合</p> <p>(1)及び(ロ)（省略）</p> <p>(ハ) 処分は、上記(1)の処罰の根拠となった法の規定に応じて、別表3及び別表2の<u>加算点数表</u>により算出した合計点数に基づき行うものとする。この場合において加算点数表中「非違」とあるのは「法第43条第2号又は第4号に該当する事項」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、上記(1)の処罰が複数の者に対して行われた場合には、当該処罰された者について、それぞれ別表3を適用し、合計点数を算出する。</p> <p>(ニ)（省略）</p> <p>口～二（省略）</p> <p>(3) 搬入停止処分期間中における非違等についての処分</p> <p>上記(1)又は(2)の規定により搬入停止処分を受けた保税蔵置場の被</p>	<p>る場合、保税担当部門が直近の保税業務検査において指導・指摘した事項について、業務の改善が図られず、当該非違が発生したと認められる場合等、減算することが不適切と認められる場合を除く。</p> <p>ホ 上記二により算出した合計点数が10点以下の場合には、原則として処分は行わないものとし、当該合計点数が10点を超える場合には、当該超える点数1点につき1日の外国貨物及び輸出しようとする貨物の搬入停止又は保税作業の停止の処分を行いうものとする。ただし、当該合計点数が60点以上の場合であって、当該保税蔵置場における貨物の管理体制の改善が見込まれない等税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合には、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>ヘ（同左）</p> <p>(2) 法第48条第1項第2号に基づく処分</p> <p>イ 被許可者又は被許可者である法人の役員等が法の規定に違反した場合</p> <p>(1)及び(ロ)（同左）</p> <p>(ハ) 処分は、上記(1)の処罰の根拠となった法の規定に応じて、別表3及び別表2の「<u>加算点数表</u>」により算出した合計点数に基づき行うものとする。</p> <p>なお、上記(1)の処罰が複数の者に対して行われた場合には、当該処罰された者について、それぞれ別表3を適用し、合計点数を算出する。</p> <p>(ニ)（同左）</p> <p>口～二（同左）</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>許可者が、その処分の期間中に外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入した場合その他の非違を行った場合又は上記(2)のイからハのいずれかに該当した場合には、当該非違又はその該当した事実について上記(1)又は(2)のイ、口若しくはハによる合計点数を算出し、あらためて上記(1)のホ又は(2)のイ、口若しくはハの規定により処分を行うものとする。</p> <p>なお、当該処分は、先の搬入停止処分が終了する前に行うことを妨げない。</p> <p>(4) 処分の通知等</p> <p>イ 法第48条第2項の規定による通知は、「処分に関する意見聴取等の通知書」(C-3191)により行うものとする。</p> <p>ロ 法第48条第2項の規定により同条第1項の処分に係る保税蔵置場の被許可者に対し証明のための機会を与えた後、当該処分を行う場合には、「処分通知書」(C-3192)に後記89-6の(3)による「不服申立て等について」(C-7009)を添付し、当該被許可者に書留郵便で通知するものとする。</p> <p>ハ 法第48条第1項の規定による処分をしたとき（当該処分（同項第2号の規定による処分については上記(2)イの場合に限る。）について、上記(1)のホ（上記(2)のイの(ニ)において準用する場合を含む。）の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告（通報）書」(C-3193)により、本省に報告するとともに、他の税関に通報するものとし、当該保税地域処分通報書については、これを10年間保存するものとする。</p> <p>なお、通報及び保存については、電子情報処理組織により行って差し支えない。</p> <p>(5) 別表1の適用上の留意点</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 複数の規定に係る非違があった場合には、「非違の態様」欄に掲げる規定毎に件数に応じた点数を計上することとする。ただし、同一の行為が複数の規定に係る非違となる場合には、これらの非違のうち点数の高い方の非違のみがあったものとして計上するものとする。</p>	<p>(3) 処分の通知等</p> <p>上記(1)及び(2)の規定により処分を行う場合には、それぞれの理由を明記した書面に後記89-6の(3)による「不服申立て等について」(C-7009)を添付し、被許可者に書留郵便で通知するものとする。</p> <p>また、これらの処分をしたとき（上記(1)及び(2)イの規定に基づく処分である場合には、上記(1)ホ（上記(2)イ(ニ)において準用する場合を含む。）の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告（通報）書」(C-3191)により本省に報告するとともに、他の税関に通報するものとし、当該通報書については、これを3年間保存するものとする。</p> <p>なお、通報及び保存については、電子媒体により行って差し支えない。</p> <p>(4) 別表1及び3の適用上の留意点</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 複数の規定に係る非違があった場合には、別表1の「非違の態様」欄に掲げる規定毎に件数に応じた点数を計上することとする。ただし、同一の行為が複数の規定に係る非違となる場合には、これらの非違のうち点数の高い方の非違のみがあったものとして計上するもの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p><u>(6) 処分内容の決定の特例</u> 法第 48 条第 1 項の規定による処分に関し、上記(1)から(5)までの規定に基づき処分内容を決定することが適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>別表 1 (本表の適用方法)(省略) (留意事項)(省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非違の態様</th><th>基礎点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認をする行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ～(省略) 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に搬入すること（法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）法第 62 条の 14 第 1 項）。 ～(省略) 承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項）。 ～(省略) 税關への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</td><td>10 件以下</td></tr> </tbody> </table>	非違の態様	基礎点数	禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認をする行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ～(省略) 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に搬入すること（法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）法第 62 条の 14 第 1 項）。 ～(省略) 承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項）。 ～(省略) 税關への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	10 件以下	<p>とする。</p> <p><u>(5) 処分内容の決定の特例</u> 法第 48 条第 1 項（<u>（許可の取消し等）</u>）の規定による処分に関し、上記(1)から(4)までの規定に基づき処分内容を決定することが適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>別表 1 (本表の適用方法)(同左) (留意事項)(同左)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非違の態様</th><th>基礎点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認をする行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ～(同左) 承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）又は内国貨物を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項、法第 66 条第 1 項）。 ～(同左) 税關への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</td><td>10 件以下</td></tr> </tbody> </table>	非違の態様	基礎点数	禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認をする行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ～(同左) 承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）又は内国貨物を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項、法第 66 条第 1 項）。 ～(同左) 税關への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	10 件以下
非違の態様	基礎点数								
禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認をする行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ～(省略) 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に搬入すること（法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）法第 62 条の 14 第 1 項）。 ～(省略) 承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項）。 ～(省略) 税關への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	10 件以下								
非違の態様	基礎点数								
禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認をする行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ～(同左) 承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）又は内国貨物を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項、法第 66 条第 1 項）。 ～(同左) 税關への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	10 件以下								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
~ (省略) 難破貨物等について、税關長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税關への提出を怠ること（法第 64 条第 3 項）。 (省略)	2	~ (同左) 難破貨物等又は内國貨物について、税關長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税關への提出を怠ること（法第 64 条第 3 項、法第 66 条第 2 項）。 (同左)	2

別表 2

加算点数表 (省略)

加算点数表

当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく搬入停止処分を受けている期間中に非違が行われたものである場合

当該非違の点数の
2 倍に相当する数
に 10 を加えた点数

当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 1 年以内に非違（搬入停止処分を受けている期間中に行われたものを除く。）が行われたものである場合

当該非違の点数の
1.5 倍に相当する数
に 10 を加えた点数

当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 1 年を超え 2 年以内に非違（搬入停止処分を受けている期間中に行われたものを除く。）が行われたものである場合

当該非違の点数の
1 倍に相当する数
に 10 を加えた点数

当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 2 年を超え 3 年以内に非違（搬入停止処分を受けている期間中に行われたものを除く。）が行われたものである場合

当該非違の点数の
0.5 倍に相当する数
に 10 を加えた点数

(注 1) 及び (注 2) (省略)

加算点数表 (省略)

別表 2

加算点数表 (同左)

加算点数表

当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 1 年以内に非違が行われたものである場合

30

当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 1 年を超え 2 年以内に非違が行われたものである場合

20

当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 2 年を超え 3 年以内に非違が行われたものである場合

10

(注 1) 及び (注 2) (同左)

加算点数表 (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前	
罰 条	点 数		別表3	
	法第43条 第2号	法第43条第 4号に係る同 条第2号	罰 条	点 数
法第108条の4、法第109条、法第109 条の2	120	70	法第108条の4、法第109条、法第109 条の2	70
法第110条、法第111条第1項から第3 項	110	60	法第110条	60
法第111条第4項、法第112条第1項、 法第113条	64	40	法第111条、法第112条、法第113条	40
法第112条第3項	44		法第112条の2、法第113条の2	28
法第112条の2、法第113条の2	36	28	法第113条の3	12
法第114条、法第114条の2	16	8	法第113条の4、法第114条、法第114 条の2、法第116条	8
法第115条、法第115条の2、法第115 条の3	12		法第115条、法第115条の2	4
法第116条、法第117条	処罰の根拠となった罰条の 点数		法第117条	処罰の根拠とな った罰条の点数

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸入食糧等の荷粉の取扱い）</p> <p>67 4 14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴って生じた荷粉の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 荷粉が農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の<u>地方農政事務所等</u>（地方農政局が所在する府県にあっては<u>地方農政局</u>、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「<u>地方農政事務所等</u>」という。）に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税關限りで通關を認める。</p> <p>(2) 荷粉が農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によって積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の<u>地方農政事務所等</u>に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税關限りで通關を認める。</p> <p>(3) 荷粉が農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の<u>地方農政事務所等</u>と連絡の上、上記(1)に準じて取り扱う。</p> <p>(5) 船内清掃の際に採取された輸入食糧の荷粉で、個人の消費の用に供する程度の少量のものであって、<u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令</u>（平成7年政令第98号）第7条に該当するものについては、上記(1)から(4)までの手続によることなく、税關限りでその通關を認める。</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70 3 1 （省略）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>（輸入食糧等の荷粉の取扱い）</p> <p>67 4 14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴って生じた荷粉の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 荷粉が農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の<u>食糧事務所</u>に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税關限りで通關を認める。</p> <p>(2) 荷粉が農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によって積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の<u>食糧事務所</u>に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税關限りで通關を認める。</p> <p>(3) 荷粉が農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の<u>食糧事務所</u>と連絡の上、上記(1)に準じて取り扱う。</p> <p>(5) 船内清掃の際に採取された輸入食糧の荷粉で、個人の消費の用に供する程度の少量のものについては、上記(1)から(4)までの手続によることなく、税關限りでその通關を認める。</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70 3 1 （同左）</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
口. 輸入制限、禁止関係 (1)～(チ)(省略) (リ) 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)	(省略) 第 12 条(省略) 第 13 条(省略) 第 76 条の 4《製造等の禁止》 第 83 条(省略)	(省略) (1) 輸入物品が動物用医薬品(第 83 条に規定する医薬品をいう。以下同じ。)である場合 イ. (省略) (イ) 下記(口)及び(ハ)以外の場合 (以下省略) (省略) (省略)	口. 輸入制限、禁止関係 (1)～(チ)(同左) (リ) 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)	(同左) 第 12 条(同左) 第 13 条(同左) 第 76 条の 4《製造等の禁止》 第 83 条(同左)	(同左) (1) 輸入物品が動物用医薬品(第 83 条に規定する医薬品をいう。以下同じ。)である場合 イ. (同左) (イ) 下記口及びハ以外の場合 (以下省略) (省略) (省略)
(ヌ)～(ヲ)(省略) (リ) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和 40 年法律第 109 号)	(省略)	(省略)	(ヌ)～(ヲ)(同左) (リ) 砂糖の価格調整に関する法律 (昭和 40 年法律第 109 号)	(同左) (同左) (同左)	(同左) (同左) (同左)
(カ)～(ラ) (ム) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	(省略) 第 56 条の 4《一種病原体等の輸入の禁止》 第 56 条の 12《二種病原体等の輸入の許可》	(省略) (1) 特定一種病原体等を輸入しようとする場合には、第 56 条の 4 ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付する「特定一種病原体等輸入指定書」 (2) 二種病原体等を輸入しようとする場合には、第 56 条の 14 において準用する第 56 条の 10 の規定により厚生労働大臣が交付する「二種病原体等輸入許可証」	(カ)～(ラ) (新規)	(同左) (新規)	(同左) (新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p><u>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）別記様式第 11 に定める様式のもの）</u></p>			